

東京大学大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンター 准教授（女性限定）募集要項

東京大学大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンターは、複雑化・多様化する現代社会で求められるサステナビリティに関する様々な課題に対応するため令和4年度に新設されました。サステナビリティ学の体系化や、超学際的な研究・教育の実施を目的としています。このたび、全学での「2023年度女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラム」の採択を受け、下記のように、本センターの業務を担う准教授を公募します。

1. 採用人員

東京大学大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンター
准教授1名（女性限定ポスト）

2. 任務・業務内容

サステナビリティ学を担う業務という位置づけから、下記の業務を遂行します。

- (1) プラネタリーヘルスや医療経済学、公衆衛生学、医学等の学問領域と政策との境界領域研究の実施
- (2) サステイナブル社会デザインセンターが担う教育プログラム（GPSS-GLI, <https://www.sustainability.k.u-tokyo.ac.jp>）での講義
- (3) 上記テーマでの研究を希望する大学院生の研究指導
- (4) その他、研究科及びサステイナブル社会デザインセンターに関わる業務

3. 専門分野、必要とする能力など

医療経済学、公衆衛生学、医学等、プラネタリーヘルスに関連する分野の博士の学位を取得している、あるいはそれに相当する能力を有することを条件とします。また、大学院レベルの講義を英語で実施する水準の英語能力を有することも条件とします。

大学院生の教育経験がある方、サステナビリティ学という超学際的な学問領域を積極的に担える方、学内の業務を遂行する上で支障がない程度の日本語の能力を有する方、海外、特に国連などの国際機関での実務経験がある方からの応募を歓迎します。

4. 採用条件

- 1) 着任時期 令和6年4月1日
- 2) 就業場所 東京大学柏キャンパス（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
- 3) 任用期間 5年。令和11年3月31日まで。
- 4) 試用期間 採用された日から14日間

- 5) 就業時間 専門業務型裁量労働制により、1日に7時間45分勤務したものとみなされる。
- 6) 休日 土・日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
- 7) 休暇 年次有給休暇、特別休暇等
- 8) 給与 学歴・職務経験等を考慮し決定、通勤手当等は本学の定めるところによる。
- 9) 加入保険 文部科学省共済組合、雇用保険に加入

5. 提出書類

- 1) 履歴書（東京大学統一様式 <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> による。連絡用メールアドレスを明記のこと。）
- 2) 今までの研究概要（約2,000字）
- 3) 研究・教育に対する抱負（約2,000字）
- 4) 業績リスト（査読付き原著論文、解説等その他論文、著書、招待講演、特許）
- 5) 受賞歴、研究資金獲得実績
- 6) 教育実績
- 7) その他参考となる実績リスト（報道発表、学会活動、社会貢献等）
- 8) 主要論文 3編
- 9) 意見を求められる方2名の氏名、所属と連絡先（メールアドレス）

6. 公募期限

令和5年10月5日（木）

7. 提出書類送付先

「5. 提出書類」の1)～9)を一つのPDFファイルにまとめて、以下のURLにアップロードしてください。

https://go.k.u-tokyo.ac.jp/gsfsother_20231005_Associate_Prof

8. 問い合わせ先

東京大学 大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンター 亀山康子

電話 04-7136-4581

Email : [ykame\[at\]edu.k.u-tokyo.ac.jp](mailto:ykame@edu.k.u-tokyo.ac.jp)

メールによる問い合わせは、[at]を@に変えてお送り下さい。なお、メールタイトルは「サステイナブル社会デザインセンター教員募集の件」としてください。

9. 選考スケジュール

書類選考ののち、若干名の候補者について、対面あるいはオンラインにて面接を行います（対面の場合、旅費は自己負担となります）。面接においては、これまでの研究・教育経験と抱負

等を発表していただきます。詳細については、候補者にお伝えします。

10. 募集者名称

国立大学法人 東京大学 大学院新領域創成科学研究科

11. 受動喫煙防止措置の状況

敷地内喫煙可能(屋外に喫煙場所あり)

12. その他

- 東京大学では、東京大学男女参画加速のための宣言（2009.3.31）に基づき、仕事と生活の調和を目指しております。
- 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
- 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

以上